

火薬類取締法第43条第2項の規定による立入検査を行なうことができる警察職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第10号

**火薬類取締法第43条第2項の規定による立入検査を行なうことができる警察職員
の指定に関する規則の一部を改正する規則**

火薬類取締法第43条第2項の規定による立入検査を行なうことができる警察職員の指定に関する規則（昭和40年広島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	官 職	
	氏 名	
<p>上記の者は、火薬類取締法第43条第2項の規定による立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">広島県公安委員会 印</p>		

54.0

86.0

(裏)

火薬類取締法(抜粋)
(立入検査等)
第43条 略
2 都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 略
4 前3項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
5 第1項から第3項までの規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第61条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
一～四の二 略
五 第35条第1項、第43条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
六 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

附 則

この公安委員会規則は、令和4年9月1日から施行する。